

予 算 要 求 資 料

令和3年度9月補正予算 支出科目 款：災害復旧費 項：土木施設災害復旧費 目：治山施設災害復旧費

事業名 過年災（治山施設災害復旧費）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

林政部 治山課 治山係 電話番号：058-272-1111（内 3166）

E-mail : c11519@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 53,997 千円（現計予算額： 0 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一般 財源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	53,997	0	0	0	0	0	0	0	53,997
決定額	53,997	0	0	0	0	0	0	0	53,997

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

- ・台風・集中豪雨等の異常な天然現象により被災した治山施設を緊急に原形復旧、又は従前の効用を復旧する事業を昭和11年より実施している。
- ・被災箇所では再度災害防止のため、施設の機能復旧について早期対応が強く望まれている。
- ・令和2年度に発生した被災箇所の復旧工事のために必要な予算を要求する。

（2）事業内容

異常な天然現象により破壊等された施設を原形に復旧、又は代替施設により従前の効用に復旧する。災害が発生した年度以降3ヶ年以内で完了できるよう実施する。

（3）県負担・補助率の考え方

国庫負担金の対象となる被災施設の原形復旧等を実施するため、工事費に対し国庫負担2／3で、県負担1／3である。

(4) 類似事業の有無

有 【類似事業】 ・ 治山事業（県単）

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
工事請負費	53,997	郡上市：1箇所

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

治山事業は、山地災害の防止、水源のかん養等の国の根幹的な施策である「国土保全」を目的とする国家的見地からみて極めて重要な事業であり、事業の規模、技術的必要性、事業区域の行政区界等から国又は都道府県が一定の基準の下に実施している。（森林法第10条の15第4項第4号）

事業評価調査（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 被災した治山施設の原形復旧、又は代替施設設置を3ヶ年以内に完了し、
 県民が安全で安心して暮らせる生活環境の整備を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

災害の発生に伴い実施するため。

（前年度の取組）

（前年度の成果）

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	県民が安全・安心して暮らせる生活環境整備のため必要である。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	これまで、被災した治山施設の復旧整備を早期に実施した結果、再度災害の防止、人家等の保全を図ることができた。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	治山施設原形復旧、代替施設整備により従前の効用が発揮される必要限度の事業計画を国の採択を受け実施している。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 発災から3ヶ年の内、より早期の工事完了が望まれる。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 近年の集中豪雨等による災害の発生は、今後も頻発することが予想され、被災施設の原形復旧等は継続していく必要がある。
